

第3回
浅口市水道事業運営審議会

令和5年12月6日

～水道料金の改定案～

浅口市上下水道部水道課

第3回審議会の説明内容 ～水道料金の改定案～

1. 前回までのふりかえり
2. 料金表の確定

1.前回までのふりかえり

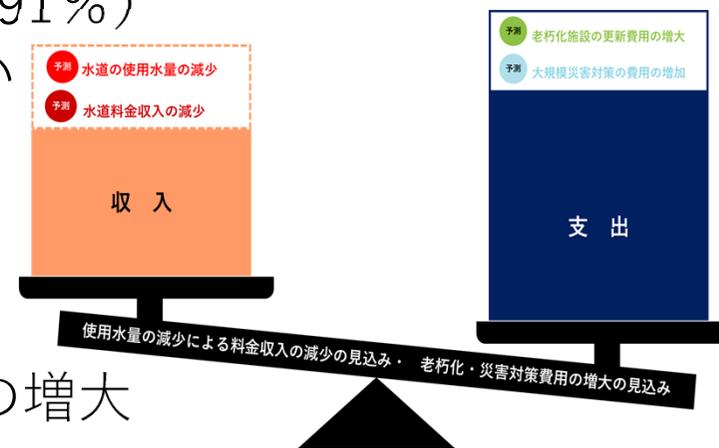
【第1回審議会】

【水道事業の現況】

- ・ 浅口市が誕生して、約17年間、水道料金の値上げをしていない
- ・ 1か月当たりの家庭用料金（20m³/月）（家庭用またはφ13mm）3,170円
県内24市町平均3,438円より安い
- ・ 令和4年度収益的収支は単年度赤字（純損失19,367千円）
- ・ 料金回収率が100%を下回っている（令和4年度88.91%）
→事業に必要な費用を給水収益でまかなえていない

【水道事業をとりまく環境と予測】

- ・ 人口減少等に伴い、水道の使用水量が減少
- ・ 水道の使用量の減少に伴い、水道料金収入も減少
- ・ 老朽化した施設の更新需要の急増に伴う更新費用の増大
- ・ 大規模災害に備えて耐震化の対策費用が増加



【財政収支の見通しと資金残高の推移】

- ・ 令和6年度以降：老朽化・災害対策費用の増加
- ・ 令和7年度以降：純損失（赤字）が続く
- ・ 令和11年度：資金残高が安定した経営の維持に必要な金額（5億円）を下回る
- ・ 令和14年度：資金残高が底をつく

安定した経営の維持が困難となる恐れ

必要な事業の財源を確保をするために

現行の水道料金の見直しが必要

【第2回審議会】

【総括原価と改定率】

水道料金算定要領に基づき、総括原価を算定して適正な料金水準を検討する。

【算定条件】

目標：令和15年度時点で資金残高5億円を維持

算定期間：令和6年度～令和15年度の10年間

建設投資：基幹管路の耐震化、老朽化施設の更新費用として令和6年度からの事業費を3.5億円と設定

国庫補助金：基幹管路の耐震化にかかる事業費のおよそ3分の1程度

企業債の発行割合：起債対象事業費（事業費-国庫補助額）の3割程度

【算定結果】

算定期間10年間の総括原価の合計：6,258百万円

現行の料金体系での水道料金収入：5,395百万円

結果

**約16%の
増額改定が必要** 5

【改定後の見通し】

財政収支：算定期間中、当期純利益が確保できる

料金回収率：給水に係る費用が給水収益で賄える

資金残高：令和15年度資金残高が健全な経営の維持に必要な金額（5億円）を確保
算定期間中、適切な料金収入が確保され、安定した経営の維持ができる

【料金体系の設定】

料金体系まで変更を行うことは使用者の混乱を招く恐れがあり、これを回避するために**現行の料金体系を継続**する。

二部料金制（基本料金+従量料金）

●基本料金*1：口径別料金制（給水装置の口径に応じて料金を決める方式）

●従量料金*2：口径別単一従量料金（水量の多寡にかかわらず単一の料金とするもの）

*1 **基本料金**:水量に関係なく、定額で発生する料金。

*2 **従量料金**:使用した水量に応じて決まる料金。

計算式

{基本料金+（従量料金×（使用水量-基本使用水量））} ×1.10（10円未満四捨五入）

【前回までの審議会のまとめ】

料金改定の必要性：料金改定は必要

料金改定率：16%

料金改定時期：令和6年度から

料金算定期間：令和6年度～令和15年度の10年間

総括原価（算定期間中）：6,258百万円

料金体系：現行の料金体系を継続

【今回の審議会で検討する事項】

【料金表の確定】

改定案① 基本料金及び従量料金の定率（16％）引き上げ

改定案② 基本料金引き上げ、従量料金据え置き

改定案③ 基本料金据え置き、従量料金引き上げ

【口径別の改定率比較】

口径 (mm)	改定案① (%)	改定案② (%)	改定案③ (%)
13	116%	124%	110%
20	116%	119%	114%
25	116%	111%	120%
40	116%	104%	126%
50	116%	102%	127%
75	116%	104%	125%
100	116%	107%	123%

改定案①（基本料金・従量料金定率引き上げ）

全使用者が、一律116%の改定率となり、均一。

改定案②（基本料金引き上げ・従量料金据え置き）

一般家庭（13mm・20mm）は、平均改定率を上回る。

口径が大きい（25mm以上）場合は、平均改定率を下回る。

改定案③（基本料金据え置き・従量料金引き上げ）

一般家庭（13mm・20mm）は、平均改定率を下回る。

口径が大きい（25mm以上）場合は、平均改定率を上回る。

料金表確定における検討方針

【水道事業の原則】

独立採算の原則・受益者負担の原則・負担の公平性の確保

【今回の料金改定の趣旨】

料金回収率の改善

水道事業の不足原資の補填

事業経営を安定的に維持するために必要な資金残高の確保

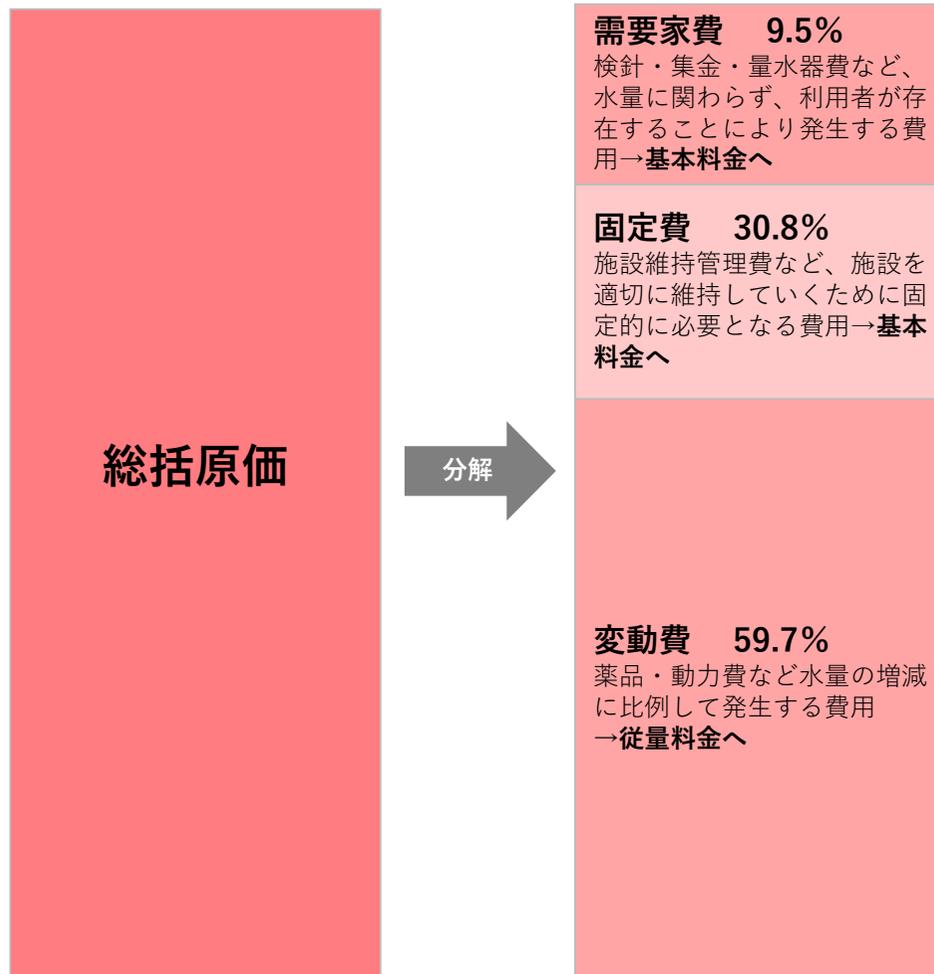
検討の視点	検討の方向性	考え方のポイント
法的な視点	負担の公平性を確保する	特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと（水道法第14条第2項第4号）
経営的な視点	経営環境の変化に対応した料金とする	今後、人口減少等により有収水量の減少が予想される中、その影響が大きく出ない体系とする
その他	激変緩和等	一部の使用者に急激な料金負担増とならないように配慮する

基本料金と従量料金の配分

*1 **基本料金**:水量に関係なく、定額で発生する料金。

*2 **従量料金**:使用した水量に応じて決まる料金。

【総括原価の分解】



配分

配分

配分

【基本的配分】



【現行の料金収入配分】



基本料金・従量料金の基本的配分と改定案①②③の料金収入配分の比較

■ 従量料金 ■ 基本料金

基本的な配分

現行

改定案①

改定案②

改定案③

